

平成26年5月9日

各 位

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月29日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を、定款第26条(社外取締役の責任限定契約)及び第32条(社外監査役の責任限定契約)として新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部は変更箇所

現行定款	変更案
(新設)	(社外取締役の責任限定契約) 第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第 1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第 <u>26</u> 条~第 <u>30</u> 条 (省略)	第 <u>27</u> 条~第 <u>31</u> 条 (現行どおり)
(新設)	(社外監査役の責任限定契約) 第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第 <u>31</u> 条~第 <u>37</u> 条 (省略)	第 <u>33</u> 条〜第 <u>39</u> 条 (現行どおり)

3 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成26年6月29日 定款変更の効力発生日 平成26年6月29日